

審議の概要

茨城県高等学校審議会第5回専門部会（2月20日）

1 「学校の統合の在り方」についての継続協議

第4回専門部会（平成20年1月22日）における協議内容を踏まえ、「学校の統合の在り方」について、論点を整理しながら意見交換を行いました。

(1) 統合の基準の設定

協議の結果、次のア、イの内容をもとに、専門部会としての案をまとめることが了承されました。

ア 適正規模に満たない小規模校については、統合の実施に係るガイドラインとして、統合の基準等を予め定めておく必要がある。

イ ただし、統合の基準等の適用にあたっては、慎重に検討することが必要である。

意見交換の中で出された主な意見は、次のとおりです。

- ・ 各論になれば、地域や卒業生から学校を残してほしいとの声が出るが、統合を視野に入れなければならない現実がある。統合の基準を定めないとなかなか進まないのではないか。
- ・ 県の財政状況が非常に厳しい中で、義務教育とは異なる高等学校においては統合を進める必要があることについて、県民の理解が得られるよう努力する必要がある。
- ・ 財政問題や定員割れの問題から統合が論じられると、統合の対象となるのは定員割れしている学校ということになってしまう。定員割れしていない学校でも統合を実施して、魅力ある学校をつくるということも考えられるのではないか。
- ・ 魅力ある統合というのは現実には難しい。生徒が少ないところから統合を行うことが自然であり、地域に説明する上でも、また、地域に理解してもらうためにもある程度の基準づくりは必要だと思う。
- ・ 社会資本の有効活用や高校教育の質の充実のためには統合を進める必要があるが、ある程度の道筋が示されないと地域の納得を得られないだろう。また、行政としてよりどころが必要であり、ガイドラインをつくる必要がある。
- ・ 財政事情や少子化の進行を考えると、ある程度の基準を定めることは仕方がないと思うが、数字が一人歩きしたり、学校の努力や地域の動きが失われることがないようなガイドラインの示し方が必要だ。

(2) 統合のかたち

協議の結果，次のア，イの内容をもとに，専門部会としての案をまとめることが了承されました。

ア 統合を実施するに際し，今後も原則として，いわゆる対等統合のかたちをとることが望ましい。

イ 統合することが望ましいとされた学校の近隣に，適当な統合対象校がなく対等統合のかたちをとることが困難な場合も想定されるので，単独の募集停止も含め対等統合以外の方法も検討し，個々のケースに対応した統合のかたちをとる必要がある。

意見交換の中で出された主な意見は，次のとおりです。

- ・ 会社の合併と同じで，さまざまなケースが考えられる。統合のパターンを示して，ケースバイケースで対応するようにすればよい。
- ・ 対等統合，吸収統合，募集停止のいずれかのかたちをとれるようにすればよいと思う。
- ・ 地域に統合のパターンを例示して，どのかたちをとるのがよいか地域で話し合いができるようにするとよい。
- ・ 原則は対等統合として，ケースバイケースで吸収統合や募集停止のかたちもありうるとしてはどうか。
- ・ 対等統合といっても，現実的には対等とはいかない面もある。統合のかたちにこだわるよりも，新しい学校をどのような学校にするのか，子供たちのために現実的に何をするのか，ということの方が重要だ。

2 まとめ案の検討

諮問事項1の「生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置」について，第2回総会に報告する専門部会のまとめ案の検討を行いました。

協議の結果，第4回専門部会及び第5回専門部会で了承された内容をもとにする専門部会のまとめ案が了承され，第2回総会（3月下旬開催予定）で，山根爽一専門部会長が西野虎之介委員長に報告することになりました。